

事務連絡  
令和2年4月13日

公益社団法人  
日本看護協会 御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルス感染症対策における  
保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症対策においては、帰国者・接触者相談センターや積極的疫学調査等により保健所の業務が増大しており、当該感染症の流行を早期に終息させるためには、積極的疫学調査等を行う保健師の人員を確保していくことが強く求められています。

そこで、地方公共団体における保健師確保に向け、無料職業紹介事業であるeナースセンターや、平成27年10月に制度化された離職時等の届出制度を活用するなどして、保健師の協力が得られるよう、下記の通り、貴会への協力要請をさせていただきます。

保健師に限らず、地方公共団体における人材確保支援については、これまでも全国の地方公共団体において、帰国者・接触者相談センターの業務の全部又は一部について、地域の医師会や医療機関などに外部委託することを可能としたところです。また、積極的疫学調査等に必要となる人員については、退職した元自治体保健師を雇用する場合などに国からの財政支援を実施しています。

引き続き、これらの仕組みが十分に活用されるよう、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、各都道府県の看護協会に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

記

1. 保健師人材確保に向け、貴会にご支援いただきたい事項

- ・ 都道府県ナースセンター経由により、地方公共団体からの保健師の人材確保

- に関する周知依頼があった場合における e ナースセンターへの掲載等の対応
- ・ 機関誌『協会ニュース』等による看護協会会員に対する周知
  - ・ その他、既存の法制度上の枠組みの中で実施可能な支援

## 2. 保健師人材確保に向け、貴会より都道府県ナースセンターにご依頼いただきたい事項

- ・ 都道府県から保健師の人材確保に関する協力依頼があった場合の引き続きの支援
- ・ 離職時等の届出制度利用に対する都道府県の求人情報の個別発信
- ・ ハローワークや駅前などで行う出張相談における求人情報の紹介
- ・ その他、既存の法制度上の枠組みの中で実施可能な支援

### (参考資料)

別添 1 「保健所の業務継続のための体制整備について」(各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛て令和2年3月13日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

別添 2 「保健所の業務継続のための体制整備について(補足)」(各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛て令和2年3月17日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

別添 3 「保健所の体制強化のためのチェックリストについて」(各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛て令和2年4月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

別添 4 「保健所の体制強化のためのチェックリストについて(補足/全庁的な対応のお願い)」(各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛て令和2年4月6日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

### 【問合せ先】

厚生労働省健康局健康課保健指導室 林、山本(啓)

電話：03-3595-2190

メール：hokenshidoushi tu@mhlw.local

事務連絡  
令和2年4月13日

公益社団法人  
国民健康保険中央会 御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルス感染症対策における  
保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症対策においては、帰国者・接触者相談センターや積極的疫学調査等により保健所の業務が増大しており、当該感染症の流行を早期に終息させるためには、積極的疫学調査等を行う保健師の人員を確保していくことが強く求められています。

そこで、地方公共団体における保健師確保に向け、在宅保健師等の会の会員であって、新型コロナウイルス感染症対策の勤務を希望される保健師の方の協力が得られるよう、貴会への協力要請をさせていただくものです。

保健師に限らず、地方公共団体における人材確保支援については、これまでも全国の地方公共団体において、帰国者・接触者相談センターの業務の全部又は一部について、地域の医師会や医療機関などに外部委託することを可能としたところですが、また、積極的疫学調査等に必要となる人員については、退職した元自治体保健師を雇用する場合などに国からの財政支援を実施しています。

引き続き、これらの仕組みが十分に活用されるよう、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、各都道府県の国民健康保険連合会及び在宅保健師等の会の会員に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

（参考資料）

別添 1 「保健所の業務継続のための体制整備について」（各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛て令和2年3月13日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

別添 2 「保健所の業務継続のための体制整備について(補足)」(各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛て令和2年3月17日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

別添 3 「保健所の体制強化のためのチェックリストについて」(各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛て令和2年4月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

別添 4 「保健所の体制強化のためのチェックリストについて(補足/全庁的な対応のお願い)」(各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛て令和2年4月6日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

**【問合せ先】**

厚生労働省健康局健康課保健指導室 林、山本(啓)

電 話 : 03-3595-2190

メー ル : hokenshidoushi tu@mhlw. local

事務連絡  
令和2年4月13日

一般社団法人  
全国保健師教育機関協議会 御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルス感染症対策における  
保健師の確保に向けた取組について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症対策においては、帰国者・接触者相談センターや積極的疫学調査等により保健所の業務が増大しており、当該感染症の流行を早期に終息させるためには、積極的疫学調査等を行う保健師の人員を確保していくことが強く求められています。

そこで、地方公共団体における保健師確保に向け、保健師資格があり、現在学校養成所等で教育活動に携わっている教員又は保健師資格はあるものの就業していない保健師の協力が得られるよう、貴会に対し、会員への周知等の協力要請をさせていただくものです。

保健師に限らず、地方公共団体における人材確保支援については、これまでも全国の地方公共団体において、帰国者・接触者相談センターの業務の全部又は一部について、地域の医師会や医療機関などに外部委託することを可能としたところですが、また、積極的疫学調査等に必要となる人員については、退職した元自治体保健師を雇用する場合などに国からの財政支援を実施しています。

引き続き、これらの仕組みが十分に活用されるよう、貴会会員に周知いただきなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

（参考資料）

別添 1 「保健所の業務継続のための体制整備について」（各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛て令和2年3月13日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

別添 2 「保健所の業務継続のための体制整備について（補足）」（各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛て令和2年3月17日厚生労働省事務連絡）

働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

別添3 「保健所の体制強化のためのチェックリストについて」(各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛て令和2年4月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

別添4 「保健所の体制強化のためのチェックリストについて(補足/全庁的な対応のお願い)」(各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛て令和2年4月6日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

**【問合せ先】**

厚生労働省健康局健康課保健指導室 林、山本(啓)

電話：03-3595-2190

メール：hokenshidoushitu@mhlw.local